

様式第28号の3(第2条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

医療法人事業報告書等届

令和 8 年 6 月 23 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

医療法人社団 静寿会

静岡県静岡市駿河区小坂 番地の 1

理事長 小澤 弘侑

令和 7 年度 (第 2 8 期) の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 財 産 目 録
- (3) 貸 借 対 照 表
- (4) 損 益 計 算 書
- (5) 監事の監査報告書
- (6) 関係事業者との取引の状況に関する報告書

(注)

- 1 社会医療法人の場合は、次の書類を添付すること。
医療法第42条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類
- 2 社会医療法人債を発行した医療法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) キャッシュ・フロー計算書
 - (3) 附属明細表
 - (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書(社会医療法人に限る。)
- 3 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 静寿会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☐ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 静岡県静岡市駿河区小坂376番地の1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成10年12月21日

(4) 設立登記年月日 平成10年12月25日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	小澤 弘侑	介護老人保健施設 かぐや富士 管理者
理 事	渡邊 恵	介護老人保健施設 葵の里 管理者 介護老人保健施設 サテライト葵 管理者
同	上田 正山	介護老人保健施設 旭ヶ丘 管理者
同	小澤 弘侑	介護老人保健施設 かぐや富士 管理者
同	太田 光	介護老人保健施設 鹿島の郷 管理者
同	坂井 敬三	介護老人保健施設 ヒルズかどいけ 管理者
同	井上 玲子	介護老人保健施設 かどいけプラス 管理者
同	井上 雅博	介護老人保健施設 おやまの杜 管理者
同	山内 康正	介護老人保健施設 菜の花 管理者
同	峯尾 喜好	介護老人保健施設 シーサイド浜当目 管理者
同	高木 和也	介護老人保健施設ケアセンター上依知 管理者
監 事	佐野 文則	

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	クリニックかどいけ	沼津市岡一色672-2	現在 廃止中
介護老人 保健施設	葵の里	静岡市駿河区小坂376-1	入所定員 100名 通所定員 40名
	ヒルズかどいけ	沼津市岡一色672-2	入所定員 128名 通所定員 40名
	かぐや富士	富士市中里2546-7	入所定員 104名 通所定員 55名
	鹿島の郷	浜松市天竜区二俣町南鹿島 36-1-2	入所定員 104名 通所定員 50名
	旭ヶ丘	富士宮市山宮字二ツ山 1027-2	入所定員 100名 通所定員 49名
	おやまの杜	駿東郡小山町菅沼1839番3	入所定員 100名 通所定員 40名
	菜の花	熱海市伊豆山字七尾原 1173番172	入所定員 82名 通所定員 20名
	かどいけプラス	沼津市岡一色672-2	入所定員 20名
	サテライト葵	静岡市清水区押切997-5	入所定員 29名 通所定員 50名
	シーサイド浜当日	焼津市浜当日4丁目12-1	入所定員 100名 通所定員 20名
	ケアセンター上依知	神奈川県厚木市上依知字上谷戸 418番1	入所定員 100名 通所定員 20名

注) 1. 地注) 1. 地注) 1. 地注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
居宅介護支援事業所 葵の里	静岡市駿河区小坂376-1	
居宅介護支援事業所 ヒルズかどいけ	沼津市岡一色672-2	
居宅介護支援事業所 かぐや富士	富士市中里2546-7	
居宅介護支援事業所 鹿島の郷	浜松市天竜区二俣町南鹿島 36-1-2	
居宅介護支援事業所 旭ヶ丘	富士宮市山宮字二ツ山 1027-2	
居宅介護支援事業所 おやまの杜	駿東郡小山町菅沼1839番3	
居宅介護支援事業所 ケアセンター上依知	神奈川県厚木市上依知字上谷戸 418番1	
短期入所生活介護事業所 かぐや富士	富士市中里2546-7	
短期入所生活介護事業所 サテライト葵	静岡市清水区押切997-5	
サービス付き高齢者向け住宅 かぐや富士	富士市中里2546-7	
訪問介護ステーション ひまわり	富士市伝法114-9	
デイサービスセンター キャメル	富士宮市外神東町34	
サービス付き高齢者向け住宅 高部	静岡市清水区押切997-5	
介護付き有料老人ホーム浜当目プラス	焼津市浜当目4丁目12-1	
短期入所生活介護事業所 旭ヶ丘	富士宮市山宮字二ツ山 1027-2	
短期入所生活介護事業所 おやまの杜	駿東郡小山町菅沼1839番3	
短期入所生活介護事業所 鹿島の郷	浜松市天竜区二俣町南鹿島 36-1-2	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に
【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

無し

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年6月26日 理事退任・就任の件

令和7年11月7日 理事退任・就任の件

令和8年2月6日 理事退任・就任の件

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

無し

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

無し

(7) そ の 他

無し

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 静寿会
理事長 小澤 弘侑 殿

私は、医療法人社団 静寿会の令和7年 会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。侑
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月9日

医療法人社団 静寿会
監事 佐野 文則

様式第一号

法人名 医療法人社団静寿会

※医療法人整理番号

8 4 2

所在地 静岡県静岡市駿河区小坂376番地の1

貸 借 対 照 表

(令和 8年 3月 31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	3,203,808	I 流 動 負 債	846,063
現金及び預金	2,330,664	買 掛 金	17,749
事業未収金	855,955	一年以内返済予定長期借入金	382,292
たな卸資産	13,007	リ ー ス 債 務	23
その他の流動資産	13,141	未 払 金	170,169
貸倒引当金	△ 8,960	未払法人税等	119,034
		未払消費税等	2,898
II 固 定 資 産	4,731,641	賞与引当金	79,220
1 有 形 固 定 資 産	4,549,617	預 り 金	9,135
建 物	3,243,881	その他の流動負債	65,540
構 築 物	133,975		
その他の器械備品	13,939	II 固 定 負 債	4,538,666
車両運搬具	341	長 期 借 入 金	4,342,810
土 地	1,145,332	リ ー ス 債 務	39
リース資産	0	退職給付引当金	195,817
建設仮勘定	11,146		
その他の有形固定資産	1,000		
2 無 形 固 定 資 産	43,216	負 債 合 計	5,384,729
借 地 権	41,892	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	326	科 目	金 額
その他の無形固定資産	997	I 出 資 金	20,000
3 その他の資産	138,807	II 積 立 金	2,530,719
長期前払費用	29,494	繰越利益積立金	2,530,719
繰延税金資産	75,885	純 資 産 合 計	2,550,719
その他の固定資産	33,426	負 債・純 資 産 合 計	7,935,449
資 産 合 計	7,935,449		

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 医療法人社団静寿会

※医療法人整理番号

8 4 2

所在地 静岡県静岡市駿河区小坂376番地の1

損 益 計 算 書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		5,091,976
2 事業費用		
(1)事業費	4,570,615	4,570,615
本来業務事業利益		521,360
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		353,117
2 事業費用		296,442
附帯業務事業利益		56,675
事業利益		578,035
II 事業外収益		
受取利息	3,034	
その他の事業外収益	78,103	81,138
III 事業外費用		
支払利息	71,936	
その他の事業外費用	16,561	88,498
経常利益		570,675
IV 特別利益		
固定資産売却益	54,538	
IV 特別損失		
固定資産売却損	27,300	27,300
税引前当期純利益		597,914
法人税・住民税及び事業税	173,607	
法人税等調整額	△ 892	172,714
当期純利益		425,199

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～29 年
構築物	8～40 年
その他の器械備品	5～8 年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理方法

税抜方式を採用しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は長期前払費用に計上し、5年間で均等償却を行っております。

5 補助金等の会計処理の方法

固定資産の取得にかかる補助金等については、直接減額方式（固定資産の取得時に取得原価から直接減額する方法）を採用しております。なお、損益計算書においては当該補助金等を特別利益に計上するとともに、固定資産取得原価から直接減額した額を特別損失に計上することとしております。

6 担保に供されている資産に関する事項

担保提供資産	土地	1,142,432 千円
	建物	3,243,881 千円
担保に係る債務	一年内返済予定長期借入金	382,292 千円
	長期借入金	4,342,810 千円

7 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の 内容	関連当事者 との関係
当該医療法人の役員が議決権の過半数を占めている法人	(株)クリエイティブ	静岡県 富士市	3,961,745	給食業務 等	給食業務の 委託等

取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
給食業務の委託等	961,958	未払金	79,092

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

給食業務の委託等に関する取引価格については市場価格を勘案して合理的に決定しています。

8 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 減価償却累計額 5,413,128 千円

(2) 固定資産圧縮額 563,892 千円

(3) 税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金 54,264 千円

賞与引当金 20,295 千円

貸倒引当金 1,335 千円

繰延税金資産合計 75,895 千円

様式第三号

法人名 医療法人社団静寿会

※医療法人整理番号

8 4 2

所在地 静岡県静岡市駿河区小坂376番地の1

財 産 目 録

(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	7,935,449 千円
2. 負 債 額	5,384,729 千円
3. 純 資 産 額	2,550,719 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	3,203,808
B 固 定 資 産	4,731,641
C 資 産 合 計 (A+B)	7,935,449
D 負 債 合 計	5,384,729
E 純 資 産 (C-D)	2,550,719 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第四号

※医療法人整理番号

842

法人名 医療法人社団静寿会
所在地 静岡県静岡市駿河区小坂376番地の1

純資産変動計算書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位:千円)

	出資金	積立金		純資産合計
		繰越利益積立金	積立金合計	
令和 7年 3月 31日 残高	20,000	2,105,519	2,105,519	2,125,519
会計年度中の変動額				
当期純利益	0	425,199	425,199	425,199
会計年度中の変動額合計	0	425,199	425,199	425,199
令和 8年 3月 31日 残高	20,000	2,530,719	2,530,719	2,550,719

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 医療法人社団静寿会

※医療法人整理番号 8 4 2

所在地 静岡県静岡市駿河区小坂376番地の1

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	7,906,209	460	0	7,906,669	4,662,788	280,267	3,243,881
	構築物	623,065	466	0	623,531	489,556	25,999	133,975
	その他の器械備品	217,393	3,563	0	220,956	207,016	12,838	13,939
	車両運搬具	18,486	905	0	19,392	19,051	746	341
	土地	1,496,304	25,798	376,770	1,145,332	0	0	1,145,332
	リース資産	34,715	0	0	34,715	34,715	566	0
	建設仮勘定	2,200	8,946	0	11,146	0	5	11,146
	その他	1,000	0	0	1,000	0	0	1,000
	計	10,299,375	40,140	376,770	9,962,745	5,413,128	320,417	4,549,617
無形固定資産	借地権	41,892	0	0	41,892	0	0	41,892
	ソフトウェア	6,281	0	0	6,281	5,770	442	510
	その他	5,564	0	0	5,564	3,772	387	1,153
	計	53,738	0	0	53,738	9,543	829	43,556
その他の資産	長期前払費用	89,024	3,277	38,370	53,931	0	0	53,931
	繰延税金資産	78,484	△ 3,491	0	74,993	0	0	74,993
	その他	43,272	1,338	12,379	32,231	0	0	32,231
	計	210,781	1,124	50,750	161,156	0	0	161,156

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 医療法人社団静寿会

※医療法人整理番号

8 4 2

所在地 静岡県静岡市駿河区小坂376番地の1

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	9,896	8,960	954	8,942	8,960
賞与引当金	84,730	79,220	84,730	0	79,220
退職給付引当金	184,491	19,085	7,759	0	195,817

(注) 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は洗替え又は事業未収入金の回収による減少額であります。

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 医療法人社団静寿会
所在地 静岡県静岡市駿河区小坂376番地の1

※医療法人整理番号 8 4 2

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	40,000	—	1.08%	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	411,722	382,292	1.52%	—
長期借入金 (1年以内に返済予定の ものを除く。)	4,738,727	4,342,810	1.52%	令和7年～ 令和33年
その他の有利子負債	698	63		令和8年
合 計	5,191,147	4,725,165	—	—

(注) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	350,688	1,013,109	297,620	276,500

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 医療法人社団静寿会

※医療法人整理番号

8 4 2

所在地 静岡県静岡市駿河区小坂376番地の1

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
出資金		80
計		80

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式九の二号

法人名 医療法人社団静寿会

※医療法人整理番号

8 4 2

所在地 静岡県静岡市駿河区小坂376番地の1

事業費用明細表

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位: 千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
医薬品費	55,280	
給食用材料費	15,991	
その他の材料費	121,635	192,907
II 給与費		
給料	2,022,098	
法定福利費	294,201	
賞与引当金繰入額	79,220	
退職給付費用	30,410	2,425,930
III 委託費		
清掃委託費	30,756	
給食委託費	637,386	
その他の委託費	355,101	1,023,243
IV 経費		
減価償却費	321,263	
福利厚生費	54,234	
賃借料	136,605	
地代家賃	51,515	
修繕費	13,248	
機器保守料	21,845	
車両費	37,280	
旅費交通費	8,153	
消耗品費	27,144	
水道光熱費	189,238	
保険料	18,264	
租税公課	70,660	
控除対象外消費税等	22,584	
貸倒引当金繰入額	40,352	
その他の経費	#REF!	1,224,976
事業費用計		4,867,058

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの(売店等)及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. I からVIの中科目区分は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

法人名 医療法人社団静寿会

所在地 静岡県静岡市駿河区小坂376番地の1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当該医療法人の役員 が株主総会の議決権 の過半数を占めてい る法人	(株)クリエイティ ブ (注) 1	静岡県富士市	3,961,745	給食業務等	給食業務の委託 等	給食業務の委託 等 (注) 2	961,958	未払金	79,092

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1. 当法人の吉川雄二は髙育心の議決権の過半数を所有しており、髙育心は髙クリエイティブの議決権の過半数を所有しております。
- (注) 2. 髙クリエイティブからの給食業務の委託等に関する取引価格については市場価格を勘案して合理的に決定し、支払条件は翌月末銀行振り込みとしております。

独立監査人の監査報告書

令和8年6月11日

医療法人社団静寿会
理事会 御中

山田公認会計士事務所

静岡県浜松市
公認会計士

山田 剛己

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人社団静寿会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

強調事項

「重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記」に記載されているとおり、法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、退職給付引当金に係る会計処理については簡便法を採用している。

当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要

な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上